



平成 21 年 11 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社コシダカ
代表者名 代表取締役社長 腰高 博
(J A S D A Q ・ コード 2 1 5 7)
問合せ先
取締役管理本部長 酒井 幹雄
電話 0 2 7 - 2 8 0 - 3 3 8 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 11 月 9 日開催の当社取締役会において、定款の一部変更を平成 21 年 11 月 26 日開催予定の当社第 40 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 今後の事業の拡大および事業内容の多角化に柔軟に対応するため、現行定款第 2 条に目的事項の追加を行い、これに伴い号数の繰り下げを行うものであります。
- (2) 平成 16 年 6 月 9 日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと（いわゆる「株券の電子化」をいいます。）から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものであります。株主の皆様の権利行使に関する手続を株式取扱規則の中で定めることを明確にするため、現行定款第 10 条において所要の変更を行うものであります。また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものです（変更案附則第 1 条および第 2 条）

2. 変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 (条文省略)	(商号) 第1条 (現行どおり)
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする ①カラオケボックスの経営 ②音響機器の製造、販売、賃貸及びリース ③飲食店の経営 ④経営コンサルタント業務 ⑤不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介 ⑥食料品の製造、販売 ⑦フィットネスクラブの経営 ⑧FC(フランチャイズ)店事業運営に関する業務 ⑨FC(フランチャイズ)店事業運営の支配・管理 ⑩損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) ⑪前各号に附帯関連する一切の業務	(目的) 第2条 (現行どおり) ① (現行どおり) ② (現行どおり) ③ (現行どおり) ④ (現行どおり) ⑤ (現行どおり) ⑥ (現行どおり) ⑦ (現行どおり) ⑧ (現行どおり) ⑨ (現行どおり) ⑩ (現行どおり) ⑪ <u>劇場の運営</u> ⑫ <u>演劇、演芸その他各種イベントの興行</u> ⑬ <u>カラオケボックス関連設備の製造、施工及び販売</u> ⑭ <u>ホテル、旅館その他宿泊施設の管理運営</u> ⑮ <u>温浴施設の管理運営</u> ⑯ <u>前各号に附帯関連する一切の業務</u>
第3条～第6条 (条文省略)	第3条～第6条 (現行どおり)
<u>(株券の発行)</u> 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削除)
(自己の株式の取得) 第8条 (条文省略)	(自己の株式の取得) 第7条 (現行どおり)
(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 当社の株主名簿、 <u>新株予約権原簿</u> および <u>株券喪失登録簿</u> の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、 <u>新株予約権原簿</u> および <u>株券喪失登録簿</u> に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。	(株主名簿管理人) 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、 <u>株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u>

現行定款	変更案
(株式取扱規則) 第 10 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	(株式取扱規則) 第 9 条 当社の株主権行使の手續その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
第 11 条～第 45 条 (条文省略)	第 10 条～第 44 条 (現行どおり)
(新設)	附則 第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社において <u>はこれを取扱わない。</u>
(新設)	第 2 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 11 月 26 日 (木)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 11 月 26 日 (木)

以 上